

保護者(会員)の皆様へ

長崎県公立高等学校PTA連合会

県高P連「団体総合保険」のご案内

(こども総合保険・PTA団体傷害保険・PTA賠償責任保険)

この保険契約は、長崎県公立高等学校PTA連合会を契約者とする団体契約です。

＊ ご加入はPTAごとの全員加入です。(個人での加入手続きは不要です。)

「団体総合保険」は、生徒本人の補償(傷害・病気)、生徒の第三者に対する賠償事故の補償、PTA活動における生徒・PTA会員(保護者・教職員)の傷害補償・賠償事故補償などがあり、以下の3つの保険から構成されています。

1 こども総合保険

2 PTA団体傷害保険

3 PTA賠償責任保険

※各保険の補償内容につきましては、中面をご覧ください。

「団体総合保険」は、こども総合保険・PTA団体傷害保険・PTA賠償責任保険を組み合わせた本保険のペットネームです。

保険期間

2024年4月1日午前0時から
2025年4月1日午後4時まで(1年間)

年間掛金
(生徒1名あたり)A
プラン

1,570円

B
プラン

1,040円

1

こども総合保険

① 傷害補償

生徒が授業中・クラブ活動中・通学途中の事故だけでなく、交通事故やレジャー中の事故、地震・噴火・津波などによる事故などさまざまな事故で、死亡または後遺障害が生じた場合に保険金をお支払いします。

※地震・噴火・津波補償、細菌性食中毒補償などがセットされています。

お支払い例 生徒が交通事故で死亡。



② 病気死亡見舞金(葬祭費用)

生徒が補償期間中に病気を発病し、補償期間中または発病の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合に、実際に負担された葬祭費用を、保険金額を限度に補償します。

※地震・噴火・津波補償がセットされています。

※補償開始前に発病していた病気を原因とするものについては補償の対象となりません。

お支払い例 生徒がクラブ活動中に突然死。

保険金額			Aプラン	Bプラン
①	ケガ	死亡保険金	100万円	50万円
		後遺障害保険金(障害の程度によって)	4万円～100万円	2万円～50万円
②	病気死亡見舞金(葬祭費用)(支払限度額)		100万円	50万円

2

PTA団体傷害保険

生徒やPTA会員(保護者・教職員など)が、日本国内でPTA行事参加中または自宅からの往復途上において、急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされた場合、手術・入院・通院の補償から後遺障害や万一の死亡まで幅広く補償します。ただし、生徒については独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付の対象となるケガについては、保険金をお支払いできません。

※熱中症危険補償特約、細菌性食中毒補償特約がセットされています。

※PTA行事とは、日本国内においてPTAが企画・立案し主催するまたは共催する行事でPTA総会・運営委員会などPTA会則にもとづく手続きを経て決定されたものをいいます。

注)PTA団体傷害保険は、地震・噴火・津波によるケガは、補償の対象となりません。

お支払い例

- ・生徒が土曜日にPTA主催の補習授業のため学校に行く途中に、転倒してケガ。
- ・保護者がPTA主催の清掃活動中にケガ。

保険金額			Aプラン・Bプラン共通
ケガ	死亡保険金		1,000万円
	後遺障害保険金(障害の程度に応じて)		40万円～1,000万円
	入院保険金日額(180日限度)		5,000円
	手術保険金(手術の際の入院の有無に応じて／1事故につき1回)		入院中5万円・入院中以外2.5万円
	通院保険金日額(90日限度)		3,000円

① 生徒の損害賠償責任(24時間補償・日本国内のみ補償)

PTAの管理下・管理下外を問わず、日本国内において、生徒が誤って他人にケガをさせたり、他人の財物を壊したりして、その生徒、または法定監督義務者(保護者)が法律上の損害賠償責任を負った場合の補償。

※PTA会員が個人で自動車保険、火災保険、傷害保険等のオプション補償として個人賠償責任補償にご加入されている場合には、補償が重複する場合があります。補償が重複している場合、補償の対象となる事故について、どちらの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金の一部または全部が支払われない場合があります。

◎学校管理下での事故の場合、生徒だけでなく、学校も管理責任を問われるケースが多いと考えられます。本保険で対象とするのは生徒が法律上の損害賠償責任を負った部分のみとなりますのでご注意ください。生徒の法律上の損害賠償責任が認められた部分については、学校管理下であっても補償の対象となります。

◎スポーツでは、ルールに従ってプレーしていても、いわば必然的に起こってしまう事故もあります。通常このようなケースでは法律上の損害賠償責任が発生しませんので、補償の対象なりません。

◎他人からの借用品・預かり品に対する損害賠償責任は、この保険では補償の対象となりませんので、ご注意ください。

◎自動車使用中(運転・ドアの開け閉め等を含みます)やバイク運転中の事故は補償の対象となりません。

◎けんかによる賠償事故については多くの場合、本人の故意によるものとみなされ、補償の対象とならないケースがあります。

◎インターンシップ中・ボランティア活動中・課外授業中の賠償事故も、生徒に法律上の損害賠償責任があれば補償の対象となります。

◎アルバイト中の事故については、会社や店で業務に従事中に発生した損害賠償責任は、使用者である会社側が負うのが一般的ですが、生徒の法律上の損害賠償責任が認められた部分については、補償の対象となります。



お支払い例

- ・生徒が自転車に乗っていて、誤って他人にぶつかってケガをさせた。
- ・学校の休み時間中に、誤って転倒し、ガラスを割ってしまった。

② PTA活動の遂行に伴う損害賠償責任(PTA行事への往復途上は対象外です。)

(1) 対人・対物補償(PTA活動中のみ補償)

PTA活動中の事故により、誤って他人にケガをさせたり、他人の財物を壊したりして、PTA(団体)が管理者として法律上の損害賠償責任を負った場合の補償。

お支払い例

- ・PTA行事のために設置したテントが倒れてしまい、来場者にケガをさせた。

(2) 保管物補償

PTA活動中に第三者から借用したスポーツ用品、備品等を使用・管理中にこわしたり盗難されたことに対してPTAが法律上の損害賠償責任を負った場合の補償。

お支払い例

- ・PTA主催のバザーで使用するために借りた機械を落として壊してしまった。

(3) 提供飲食物危険補償

PTAのイベント等で提供した飲食物により、他人が食中毒等を被ったことに対してPTAまたはPTA役員が法律上の損害賠償責任を負った場合の補償。

お支払い例

- ・PTA主催のバザーで一般客に弁当を提供し、15名が食中毒になり入院した。

※PTA活動とは、日本国内においてPTAが企画・立案し主催または共催する活動でPTA総会・運営委員会などPTA会則に基づく手続きを経て決定された諸活動をいいます。

A・Bプラン共通			保険金額(支払限度額)	自己負担額
損害賠償責任補償	① 生徒の損害賠償責任		1事故につき 1億円	なし
	② PTA活動の遂行に伴う損害賠償責任	(1) 対人・対物補償	対人 1名 5,000万円 1事故 5億円	1事故 1,000円
		対物	1事故 5,000万円	1事故 1,000円
		(2) 保管物補償	1事故 10万円 保険期間中 500万円	1事故 5,000円
		(3) 提供飲食物危険補償	対人・対物 1名・1事故/PTA活動の遂行に伴う損害賠償責任の対人・対物補償と同額 注) 保険期間中の限度額については、対人・対物それぞれの1事故あたりの限度額が適用されます。	

【補償概要】

この補償概要は、主な場合を記載しておりますので、具体的な内容につきましては、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

1 こども総合保険 (以下の特約がセットされています)

死亡保険金および後遺障害保険金のための支払特約、地震・噴火・津波危険補償特約、細菌性食中毒補償特約、熱中症危険補償特約、特定感染症危険「後遺障害保険金」支払特約、葬祭費用補償特約、育英費用補償対象外特約、個人賠償責任補償対象外特約、傷害補償対象外特約（葬祭費用補償特約用）、共同保険に関する特約

補 償	保険金をお支払いする場合	保険金をお支払いしない主な場合
傷害補償 (国内外補償) ・細菌性食中毒補償セット	○死亡保険金…被保険者がケガにより事故日を含めて180日以内に亡くなった場合に、ご加入の保険金額の全額をお支払いします。 (注) 同一保険年度に生じた事故によるケガに対して、既にお支払いした後遺障害保険金がある場合には、その額を保険金額から控除してお支払いします。 ○後遺障害保険金…被保険者がケガにより事故日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合に、後遺障害の程度に応じて、ご加入の死亡保険金額の4%～100%をお支払いします。 (注) お支払いする保険金は、同一保険年度ごとに合算し、ご加入の死亡保険金額が限度となります。	次の事由によって生じたケガなど ・故意または重大な過失 ・自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ・自動車(自動二輪車・クレーン車等を含みます。)*原動機付自転車の無資格運転・酒気帯び運転・麻薬などを使用しての運転中に被ったケガ ・病気・心神喪失などおよびこれらを原因とするケガ(例えば歩行中に病気により意識を喪失し転倒したためにケガをした場合など) ・入浴中の溺水(ただし、引受保険会社が保険金を支払うべきケガによって生じた場合には、保険金をお支払いします。) ・妊娠・出産・早産 ・むちうち症、腰痛、その他の症状でそれを裏付けるに足りる医学的見解のないもの ・特に危険な運動中のケガ(ピッケルなどの登山用具を使用する山岳登山、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗など) ・戦争・革命・内乱・暴動 ・放射線照射・放射能汚染 など
熱中症危険補償 (国内外補償)	急激かつ外来の日射または熱射による身体障害に対して、死亡保険金、後遺障害保険金をお支払いします。	「傷害補償」の「保険金をお支払いしない主な場合」に同じ
特定感染症補償 (国内外補償)	被保険者が保険期間中に特定感染症を発病したことにより生じた後遺障害に対して、後遺障害保険金をお支払いします。(保険金をお支払いする場合の要件は、傷害補償と同様です。)	次の事由によって発病した特定感染症 ・保険期間の開始日から10日以内に発病した特定感染症(この特約を初めてセットしたご契約の場合) ・次の事由により発病した特定感染症 ①故意または重大な過失 ②自殺行為、犯罪行為、闘争行為 ③地震・噴火またはこれらによる津波 ④戦争・革命・内乱・暴動 ⑤放射線照射・放射能汚染 など
病気死亡見舞金 (葬祭費用補償・傷害補償対象外) (国内外補償)	保険期間開始後(※)に発病した病気が原因で、被保険者が保険期間中に死亡した場合、または保険期間中の発病により発病日を含めて180日以内に死亡した場合に、ご契約者または被保険者の親族が実際に負担した葬祭費用をお支払いします。(ご加入の保険金額限度) (※) 継続契約の場合は、この補償をセットして継続されてきた最初の保険期間開始後をいいます。	次の事由によって発病した病気 ・故意または重大な過失 ・自殺行為、犯罪行為、闘争行為 ・戦争・革命・内乱・暴動 ・放射線照射・放射能汚染 など

2 PTA団体傷害保険

(傷害保険普通保険約款+PTA団体傷害保険特約+細菌性食中毒補償特約+熱中症危険補償特約)、共同保険に関する特約

補償項目	保険金をお支払いする場合	保険金をお支払いしない主な場合
死亡保険金	被保険者が日本国内におけるPTA行事参加中のケガにより事故日を含めて180日以内に亡くなった場合に、死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。 ※既にお支払いした後遺障害保険金がある場合には、その額を死亡・後遺障害保険金額から控除してお支払いします。	・故意または重大な過失 ・自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ・自動車(自動二輪車・クレーン車等を含みます。)-原動機付自転車の無資格運転・酒気帯び運転・麻薬などを使用しての運転中に被ったケガ
後遺障害保険金	被保険者が日本国内におけるPTA行事参加中のケガにより事故日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合に、後遺障害の程度に応じて、死亡・後遺障害保険金額の4%~100%をお支払いします。 ※お支払いする保険金は、保険期間を通じて死亡・後遺障害保険金額が限度となります。	・病気・心神喪失などおよびこれらを原因とするケガ(例えば歩行中に病気により意識を喪失し転倒したためにケガをした場合など) ・入浴中の溺水(ただし、引受保険会社が保険金を支払うべきケガによって生じた場合には、保険金をお支払いします。)
入院保険金	被保険者が日本国内におけるPTA行事参加中のケガにより入院した場合に、[ご契約の保険金日額×入院日数]をお支払いします。 (1事故につき、事故日を含めて180日以内の入院が対象)	・妊娠・出産・早産 ・むちうち症、腰痛、その他の症状でそれを裏付けるに足る医学的他覚所見のないもの ・地震・噴火またはこれらによる津波
手術保険金	被保険者が日本国内におけるPTA行事参加中のケガにより所定の手術を受けた場合に、次のいずれかの算式による額をお支払いします。 (1事故につき、事故日を含めて180日以内の手術1回限度) ①入院中に受けた手術の場合[入院保険金日額×10] ②①以外の手術の場合[入院保険金日額×5]	・戦争・革命・内乱・暴動 ・放射線照射・放射能汚染 ・被保険者がピッケルなどの登山用具を使用する山岳登山、ハンググライダー搭乗などの危険な運動を行っている間に生じた事故 ・独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付の対象となりうるべき児童・生徒のケガ
通院保険金	被保険者が日本国内におけるPTA行事参加中のケガにより通院(通院に準じた状態(※1)および往診を含みます。)した場合に、[ご契約の保険金日額×通院日数]をお支払いします。(1事故につき、事故日を含めて180日以内の通院のうち90日限度) (※1)骨折・脱臼・靱帯損傷などで、保険の約款に定める部位(長管骨・脊柱など)を固定するためにギブスなど(※2)を常時装着した状態をいいます。 (※2)固定帯・サポーターなどの任意で容易に着脱できるもの、および、骨の固定のために体内に挿入された器具は含みません。	…など

(注1)被保険者(保険の対象となる方)は次に掲げる方となります。

- 1.PTA会員およびその学校に通学する児童・生徒
- 2.PTA会員の同居の親族
- 3.PTA行事(*)への参加が事前にPTAより認められている方

(*)PTA行事とは、日本国内においてPTAが企画・立案し主催するまたは共催する行事でPTA総会、運営委員会などPTA会則(名称のいかんを問いません)にもとづく手続きを経て決定されたものをいいます。

(注2)各特約がセットされている場合は、次の内容も含みます。ケガに細菌性食中毒およびウイルス性食中毒(細菌性食中毒補償特約)・ケガに急激かつ外来の日射または熱射による身体障害(熱中症危険補償特約)を含みます。

(※)「PTA行事参加中」とは次の間をいいます。

- 1.被保険者の所属するPTA(単位PTAとその単位PTAが所属し、もしくは構成員となっている組織)の管理下(指揮、監督および指導下)においてPTA行事に参加している間
- 2.PTA行事に参加(集合から解散まで)するためにPTAが指定する集合・解散場所と被保険者の自宅との通常の経路による往復中

【補償概要】この補償概要は、主な場合を記載しておりますので、具体的な内容につきましては、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

3 PTA賠償責任保険

(賠償責任保険(個人用)普通保険約款+PTA特別約款+提供飲食物危険補償特約)、共同保険に関する特約

① 生徒の日常生活に起因する賠償事故(児童・生徒賠償責任補償条項)

	保険金をお支払いする場合	保険金をお支払いしない主な場合
児童・生徒賠償責任補償条項	保険期間中に、日本国内において、児童・生徒が誤ってケガをさせるなど他人の身体に障害を与えたり、他人の財物を損壊し、被保険者が法律上の損害賠償責任を負うことによって被る損害を補償します。 ●被保険者の範囲 ①PTAの児童・生徒 ②①の親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わり監督する親族 ●お支払いする保険金 次の賠償金や費用の額をお支払いします。 ①損害賠償金 (注)損害賠償金の決定にあたっては、事前に引受保険会社の承認が必要です。 ②損害発生・拡大防止費用 ③求償権保全費用 ④緊急措置費用 ⑤争訟費用 ⑥保険会社への協力費用 ただし、「お支払いする保険金」①から④までの額は、1回の事故につき、ご契約の児童・生徒賠償保険金額を限度とします。	・故意 ・戦争・革命・内乱・暴動 ・地震・噴火またはこれらによる津波 ・被保険者が損害賠償に関し第三者との間に約定を締結している場合において、その約定によって加重された損害賠償責任 ・被保険者が所有・使用・管理する財物の損壊について、その財物に対し正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任 ・被保険者と同居する親族に対する損害賠償責任 ・被保険者と生計を共にする別居の親族に対する損害賠償責任 ・自動車などの所有・使用・管理に起因する損害賠償責任 ・被保険者の心神喪失に起因する損害賠償責任 など

② PTA活動の遂行に伴う損害賠償責任

日本国内でPTA管理下(注1)において保険期間中に生じた次の事故につき、PTAが法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。

＜PTA活動(注2)の遂行に伴う賠償事故＞

PTA活動の遂行に起因して生じた偶然な事故により、他人にケガ(死亡を含みます。)をさせたり、他人の物を壊したりしたとき。

＜保管物に係わる賠償事故＞

第三者から借用し、PTAが使用・管理するスポーツ用具等の財物(保管物)をPTA会員または児童・生徒が壊したり、紛失したり盗まれたとき。
※1事故につき10万円または保管物の時価額のいずれか低い額を限度に補償します。

	保険金をお支払いする場合	保険金をお支払いしない主な場合
基本補償(管理者賠償責任補償)	保険期間中にPTA管理下(注1)において、被保険者が次の法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。ただし、日本国内で発生した事故に限ります。 ＜PTA活動(注2)に伴う損害賠償責任＞ PTA活動において生じた偶然な事故により、他人の身体に障害を与えたり、他人の財物を損壊したりしたとき。 ＜保管物に係わる損害賠償責任＞ 被保険者が第三者から借用し、使用・管理するスポーツ用具などの財物(以下、「保管物」といいます。)が損壊、紛失、または盗まれたとき。 ●被保険者の範囲 ＜PTA活動に伴う損害賠償責任＞ PTAまたはPTA役員 ＜保管物に係わる損害賠償責任＞ PTA ●お支払いする保険金 次の賠償金や費用の額をお支払いします。 ①損害賠償金 (注)損害賠償金の決定にあたっては、事前に引受保険会社の承認が必要です。	＜PTA活動(注2)に伴う損害賠償責任＞＜保管物に係わる損害賠償責任＞共通 ・故意 ・戦争・革命・内乱・暴動 ・地震・噴火またはこれらによる津波 ・被保険者が損害賠償に関し第三者との間に約定を締結している場合において、その約定によって加重された損害賠償責任 ・PTA活動の終了後に行われたPTA活動以外の活動によって生じた損害賠償責任 など ＜PTA活動(注2)に伴う損害賠償責任＞のみ ・被保険者が所有・使用・管理する財物の損壊について、その財物に対し正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任 ・被保険者が所有・使用・管理する施設の改築、修理、取り壊しなどの工事に起因する損害賠償責任 ・自動車などの所有・使用・管理に起因する損害賠償責任 ・被保険者の占有を離れた物または飲食物に起因する損害賠償責任(提供飲食物危険補償特約がセットされている場合、飲食物に起因する損害賠償責任はお支払いの対象となります。) ・被保険者と同居する親族に対する損害賠償責任(ただし、PTA

基本補償（管理者賠償責任補償）	②損害発生・拡大防止費用 ③求償権保全費用 ④緊急措置費用 ⑤争訟費用 ⑥保険会社への協力費用 ●お支払いする保険金の額 ・上記①から④までは、1回の事故につき次の算式により算出した支払保険金の額をお支払いします。ただし、ご契約の保険金額を限度とします。 支払保険金の額＝上記①の損害賠償金＋上記②③④の各費用－自己負担額 ただし、限度額についてそれぞれ次のとおりとなります。 ＜PTA活動に伴う損害賠償責任＞ 1回の事故につきご契約の保険金額が限度。 ＜保管物に係わる損害賠償責任＞ 1事故につき10万円または保管物の時価額のいずれか低い額を限度に補償します。 ・上記⑤および⑥は、支出した費用の全額をお支払いします。 ただし、⑤について、上記①の額が保険金額を超える場合は、次の算式により算出した額をお支払いします。 支出した争訟費用の額×（保険金額÷①の損害賠償金）	役員が負担する損害賠償責任に限りします。） など ＜保管物に係わる損害賠償責任＞のみ ・保管物の欠陥、自然の消耗もしくは性質による損壊または保管物を貸主に返還した日の翌日から起算して30日を経過した後に発見された保管物の破損によって生じた損害賠償責任 など
提供飲食物危険補償特約	PTA活動中に提供された飲食物に起因して、他人の身体に障害を与えたり、他人の財物を損壊し、被保険者（PTAまたはPTA役員）が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。 ただし、回収措置（飲食物の回収・交換・廃棄など）に関する費用はお支払いの対象外となります。 ●お支払いする保険金 「基本補償」の「お支払いする保険金」と同じです。 ただし、「お支払いする保険金」①から④までの額は、保険期間を通じて「PTA活動に伴う損害賠償責任」における1事故あたりの保険金額を限度とします。	・故意 ・被保険者が損害賠償に関し第三者との間に約定を締結している場合において、その約定によって加重された損害賠償責任 ・PTA活動の終了後に行われたPTA活動以外の活動によって生じた損害賠償責任 ・被保険者が所有・使用・管理する財物の損壊について、その財物に対し正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任 ・故意または重大な過失により法令に違反して提供した飲食物に起因する損害賠償責任 ・提供した飲食物の瑕疵に起因して飲食物自体に発生した財物の損壊に対する損害賠償責任 ・廃棄または遺棄した飲食物に起因する損害賠償責任 ・賞味期限・消費期限を経過した飲食物に起因する損害賠償責任 など

（注1）「PTA管理下」とは、PTAの指揮、監督および指導下において、PTA活動（注2）を行っている間をいいます。

ただし、PTA会員および児童・生徒がPTA活動へ参加するための所定の場所と自宅との往復途上はPTA管理下には含みません。

（注2）「PTA活動」とは、日本国内においてPTAが企画・立案し主催または共催する活動で、PTA総会、運営委員会などPTA会則に基づく正規の手続きを経て決定された諸活動をいいます。

【用語のご説明】

	用 語	説 明
あ	医 師	被保険者が医師である場合には、被保険者以外の医師をいいます。
	ウイルス性食中毒	ノロウイルス等のウイルスに汚染された食品等を摂取したことにより発症した食中毒をいいます。
か	危 険 な 運 動	ビッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ロッククライミング、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗その他これらに類する危険な運動をいいます。
	ケ ガ	急激かつ偶然な外来の事故によって身体に被った傷害をいい、有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、摂取したことによる急性中毒を含みます。 ●「急激」とは、突発的に発生し事故からケガまでの間に時間的間隔がないこと ●「偶然」とは、事故の発生原因または結果の一方、または両方が被保険者によって予知できないこと ●「外来」とは、被保険者の身体外部からの作用によること をいいます。上記3要件に該当しない、例えば、「日焼け」、「しもやけ」、「低温やけど」、「疲労骨折」、「テニス肘」、「野球肩」などは、補償の対象になりません。
	後 遺 障 害	身体に残された将来においても医学上回復できない機能の重大な障害または身体の一部の欠損をいいます。
さ	細菌性食中毒	サルモネラ菌等の細菌に汚染された食品等を摂取したことにより発症した食中毒をいいます。
	時 価 額	保険の対象と同等の物を新たに購入するのに必要な金額から使用による消耗分を差し引いて、現在の価値として算出した金額をいいます。
	自己負担額	補償の対象となる事由が生じた場合に被保険者の自己負担となる金額をいいます。
	手 術	健康保険などの公的医療保険の給付対象として定められている手術および先進医療に該当する手術をいいます。 ただし、創傷処理、皮膚切開術、骨・関節の非観血的整復術、抜歯手術などの軽微な手術は補償の対象になりません。
た	特 定 感 染 症	「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に規定する一類感染症から三類感染症および指定感染症(注)をいいます。 なお、一類感染症から三類感染症には以下のような感染症があります。(2023年5月現在) エボラ出血熱、結核、SARS、O157感染症、コレラ、細菌性赤痢、鳥インフルエンザ(H5N1・H7N9亜型に限りします。) (注)政令により一類感染症から三類感染症までと同程度の措置が講じられる場合に限りします。
は	発 病	医師の診断による発病の時をいいます。ただし、先天性異常については、医師の診断により初めて発見された時をいいます。
	P T A 役 員	会長、副会長、書記、会計、監査、理事、監事、委員長、副委員長、委員その他これに準じる方をいいます。
	被 保 険 者	保険の対象となる方をいいます。
	保 険 期 間	引受保険会社が保険契約に基づく責任を負う期間をいいます。
	保 険 金	補償の対象となる事由が生じた場合に引受保険会社が支払う金銭をいいます。
	保 険 金 額	ご契約にあたり引受保険会社とご契約者との間で定める金額(ご契約金額)で、引受保険会社が支払う保険金の額または保険金の限度額をいいます。

＜個人情報の取扱いについて＞

県高P連(保険契約者)は、申込書に記載された個人情報を当保険の引受保険会社に提供します。引受保険会社は、ご加入者の個人情報を以下の目的のために利用します。これらの目的のほかに利用することはありません。

(1)各種保険契約のお引き受け、ご継続・維持管理、保険金・給付金などのお支払い
(2)関連会社・提携会社を含む各種商品やサービスのご案内・提供、ご契約の維持管理
(3)引受保険会社の業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実
(4)その他保険に関連・付随する業務

なお、引受保険会社は、個人情報を再保険(再々保険以降の出再を含む)のため、再保険を取り扱う他の会社に提供する場合、円滑な保険金お支払い等のために被保険者が所属する学校等に提供する場合等があります。

詳細については引受保険会社ホームページ(URL:<https://www.aig.co.jp/sonpo>)に掲載の個人情報の取扱い(プライバシーポリシー)をご覧ください。

事故が発生した場合は・・・ TEL 095-820-5882 (エーアイ)

事故が発生した場合は、学校名、生徒氏名、事故日時・場所・状況、被害の程度などを、取扱代理店エーアイまですみやかにご連絡ください。その後の処理についてご案内致します。

なお、賠償事故の場合、あらかじめ引受保険会社にご相談されることなく示談金や賠償金の支払いをされないようご注意ください。

※このパンフレットは、異なる3つの保険の概要を説明したものです。詳細につきましては、取扱代理店または引受保険会社へお問い合わせください。

※共同保険契約の場合には、「共同保険に関する特約」が自動的にセットされます。

※各社の引受割合につきましては取扱代理店までお問い合わせください。

※引受保険会社の損害保険募集人は、保険契約の締結の代理権を有しています。

(注)年間掛金には制度運営費(募集に係る費用)が含まれています。制度運営費に余剰金が生じた場合は、当連合会の活動費に充当させていただきます。

引受保険会社

幹事会社: **AIG損害保険株式会社**
<https://www.aig.co.jp/sonpo>
長崎支店
〒850-0031 長崎市桜町5-3 TEL:095-828-0881
(月～金 9時～17時 土・日、祝日、年末年始を除く)
非幹事会社: 東京海上日動火災保険株式会社

事故時の連絡先・この保険についてのお問い合わせ先(取扱代理店)

株式会社 エーアイ
TEL. 095-820-5882
FAX. 095-820-7273
〒850-0033 長崎市万才町6-34(エーアイ内)
E-mail: info@ai-inc.jp